

部長及び参事官

殿

所 属 長

地 域 発 第 7 7 号

(警務)

平成28年 3 月15日

30年保存 (口訓)

本 部 長

【沿革】 令和 5 年 3 月31日地域発第73号

令和 6 年 3 月 4 日地域発第42号

職務質問技能指導員等運用要領の制定について (通達甲)

職務質問技能指導員等の運用に関し「職務質問技能指導員等運用要領の制定について (例規)」 (平成18年11月20日地域発第597号) を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程 (平成27年 6 月本部訓令第18号) の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、職務質問技能指導員等の運用に関し別添のとおり「職務質問技能指導員等運用要領」を定め、平成28年 4 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

職務質問技能指導員等運用要領

第1 趣旨

この要領は、地域警察官の職務質問の技能向上を図るため、職務質問に係る卓越した知識及び技能を有する地域警察官を職務質問技能指導員（以下「技能指導員」という。）又は職務質問準技能指導員（以下「準技能指導員」という。）に指定し、その運用に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 技能指導員の任務、指定等

1 任務

- (1) 技能指導員は、地域警察官等に対し、次に掲げる方法により職務質問に係る実践的な指導教養を行うものとする。

ア 集合教養

技能指導員が属する所属又はそれ以外の所属において、集合教養を行う。

イ 現場における実践教養

技能指導員が属する所属又はそれ以外の所属において、期間を限定した同行指導を行う。

ウ 学校教養等

初任科、地域実務専科等の学校教養及び県本部地域課（以下「地域課」という。）等が主催する会議、研修会等の講師として教養を行う。

エ 教養資料の作成

実践的なノウハウ、体験等を記載した教養資料を作成・配布する。

- (2) 技能指導員は、職務質問技能の継承者としての自覚を持ち、自ら高知県警察技能指導官（以下「技能指導官」という。）に任命されるよう職務質問技能の一層の向上を目指すとともに、優れた後継者の発掘並びに準技能指導員及びその候補者に対する育成指導並びに職務質問技能の伝承に努めるものとする。

2 指定

- (1) 所属長は、県本部地域課長（以下「地域課長」という。）と協議の上、自所属に配置されている巡査部長以上の階級にある地域警察官の中から(2)の審査基準を満たしていると認められる者を別記第1号様式の職務質問技能指導員推薦書により生活安全部長に推薦するものとする。

(2) 審査基準

次のいずれかに該当する者で、上司、同僚及び部下からの信頼が厚く、

人格及び指導力ともに優れ、将来、職務質問の技能指導官としての素質を有すると認められるものであること。

ア 地域住民にとって身近な犯罪の検挙活動を意欲的に推進し、職務質問による犯罪検挙実績が顕著で、準技能指導員としての指導実績を有する者

イ 他の都道府県での委託研修修了者又は警察庁若しくは管区規模による職務質問専科等を修了した者

ウ 他の都道府県における職務質問部門への出向又は派遣の経験を有する者

- (3) 生活安全部長は、(1)により推薦された警察官が(2)の審査基準を満たし、かつ、真に技能指導員にふさわしいと認めるときは、別記第2号様式の指定書を交付して技能指導員に指定するものとする。

3 人事配置

弾力的な運用により指導時間を確保するため、地域課以外の所属に勤務する技能指導員については、地域課兼務とする。また、技能指導員（前年度に技能指導員として指定されていた者を含む。）の配置に関しては、地域課と協議するものとする。

第3 準技能指導員の任務、指定等

1 任務

- (1) 準技能指導員は、自己が属する所属の地域警察官に対し、次に掲げる方法により職務質問に係る実践的な指導教養を行うものとする。

ア 集合教養

所属内の勉強会、研究会等での指導教養を行う。

イ 現場における実践教養

通常勤務において同行指導を行う。

- (2) 準技能指導員は、職務質問技能の継承者としての自覚を持ち、自ら技能指導員に指定されるよう職務質問技能の向上を目指すとともに、優れた後継者の育成指導及び職務質問技能の伝承に努めるものとする。

2 指定

- (1) 所属長は、地域課長と協議の上、自所属に配置されている警部補以下の地域警察官の中から(2)の審査基準を満たしていると認められる者を別記第3号様式の職務質問準技能指導員選考書により生活安全部長に申請するものとする。

- (2) 審査基準

次のいずれかに該当する者で、指導力を有し、将来、技能指導員として

の素質を有すると認められるものであること。ただし、巡査（巡査長を含む。）の階級にある警察官においては、極めて優れた指導力を有する者とする。

ア 職務質問による犯罪検挙実績が優秀である者

イ 職務質問専科等地域課が指定する教養を修了した者

- (3) 生活安全部長は、(1)により選考された者が、(2)の審査基準を満たし、かつ、真に準技能指導員にふさわしいと認めるときは、これを承認するものとし、所属長は、当該承認を受けた者に別記第2号様式の指定書を交付して準技能指導員に指定するものとする。

第4 効果的な運用

1 運用

技能指導員及び準技能指導員（以下「技能指導員等」という。）が配置されている所属長は、技能指導員等が積極的に指導教養ができるよう勤務計画を必要により変更するなど、その効果的な運用に努めなければならない。

2 評価及び賞揚

地域課長及び技能指導員等が配置された所属長は、技能指導員等の効果的な運用を図るため、期間を定めて技能指導員等の活動実績に対する評価を行うものとする。この場合において、評価優秀者には、賞揚を実施するものとする。

(1) 技能指導員

技能指導員としての指導実績を評価し、通常 of 地域警察活動における勤務評価を加味する。

(2) 準技能指導員

通常 of 地域警察活動における勤務評価に、準技能指導員としての指導教養評価を加味して評価する。

第5 派遣要請及び教養結果の報告

1 技能指導員の派遣

- (1) 技能指導員の派遣を希望する所属長は、別記第4号様式の職務質問技能指導員派遣要請書により、生活安全部長に派遣を要請するものとする。
- (2) 派遣要請を受けた生活安全部長は、派遣する技能指導員を選定し、当該技能指導員が属する所属長に対して別記第5号様式の職務質問技能指導員派遣指示書により派遣を指示するものとする。

2 教養結果の報告

第4の1及び前項により技能指導員等を運用して所属職員に対し各種教養を実施した所属長は、その結果を地域課長が別途指定する方法により報告す

るものとする。

第6 指定期間等

1 指定期間

技能指導員等の指定期間は、原則として1年とする。

2 解除

- (1) 所属長は、指定期間内において、技能指導員等に指定を解除する事由が生じたときは、速やかにその旨を地域課長を経由して生活安全部長に報告しなければならない。
- (2) 生活安全部長は、技能指導員等がその任務遂行に適さないと認めるときは、技能指導員にあつては指定を解除するとともに、別記第6号様式の解除通知書を交付するものとし、準技能指導員にあつては所属長に指定の解除の承認について連絡するものとする。

なお、準技能指導員の指定の解除について生活安全部長から承認を受けた所属長は、指定を解除するとともに、別記第6号様式の解除通知書を交付するものとする。

第7 技能指導員等に対する教養等

1 指導能力等の向上

地域課長は、次の事項を積極的に推進して技能指導員等の技能及び指導能力の向上を図るものとする。

- (1) 技能指導員等研修会の開催
- (2) 職務質問技能向上に関する専科教養の実施及び実戦塾の開催
- (3) 地域課が行う巡回教養等での同行指導
- (4) 全国規模又は管区規模で開催される職務質問に関する専科及び研修への派遣
- (5) 警察庁、管区警察局等が主催する警察庁指定広域技能指導官等による指導及び技能指導員等相互の検討会への派遣

2 運用状況の把握

地域課長及び技能指導員等が配置された所属長は、技能指導員等が行った指導教養の実施状況及びその結果による好事例並びに指導教養の効果と考えられる職務質問による検挙件数等を日常的に調査し、及び検証しなければならない。

第8 名簿の作成

1 職務質問技能指導員名簿

生活安全部長は、技能指導員を指定したときは、別記第7号様式の職務質問技能指導員等名簿を作成するとともに、各所属長に通知して周知を図り、

技能指導員の積極的な活用に努めるものとする。

2 職務質問準技能指導員名簿

所属長は、準技能指導員を指定したときは、別記第7号様式の職務質問技能指導員等名簿を作成し、地域課長を経由して生活安全部長に報告するものとする。

第9 腕章

1 技能指導員の腕章

- (1) 腕章の制式は、別表に定めるところによる。
- (2) 腕章に記載された「TIP」は、TECHNICAL INSTRUCTOR OF POLICE QUESTIONING（職務質問技能指導員）の略称である。

2 腕章の貸与

腕章は、技能指導員及び地域課に勤務する準技能指導員（以下「地域課準技能指導員」という。）に貸与するものとし、腕章の貸与は、技能指導員に対しては生活安全部長が、地域課準技能指導員に対しては地域課長が行うものとする。

3 着装等

(1) 着装基準

技能指導員及び地域課準技能指導員は、制服又は活動服を着用するときには、常時、腕章を左上腕部に装着するものとする。ただし、職務の遂行に当たって支障があるときは、装着しないことができる。

(2) 腕章の返納

技能指導員及び地域課準技能指導員がその指定を解除された場合は、技能指導員は生活安全部長に、地域課準技能指導員は地域課長に腕章を返納するものとする。

4 簿冊の備付け

地域課において、別記第8号様式の職務質問技能指導員腕章貸与簿を備え付け、技能指導員の腕章の貸与状況等を明らかにしておくものとする。

第10 記章

1 技能指導員等の記章

技能指導員等の記章は、高知県警察官の服制等に関する規程（平成31年3月本部訓令第4号）別表第8のとおりとする。

2 記章の貸与

記章の貸与は、技能指導員に対しては生活安全部長が、準技能指導員に対しては地域課長が行うものとする。

3 着装等

(1) 着装基準

技能指導員等は、制服を着用するときは、常時、技能指導員等の記章を着装するものとする。ただし、職務の遂行に当たって支障があるときは、着装しないことができる。

(2) 記章の返納

技能指導員等がその指定を解除された場合は、技能指導員は生活安全部長に、準技能指導員は地域課長に記章を返納するものとする。

4 簿冊の備付け

地域課において、別記第9号様式の職務質問技能指導員等記章貸与簿を備え付け、技能指導員等の記章の貸与状況等を明らかにしておくものとする。

別紙 1

別表（第 9 関係）

腕章の制式等

1 腕章図



2 制式

- (1) 規格は、おおむね縦230ミリメートル、横480ミリメートルとする。
- (2) 素材は合成繊維とし、表地及び裏地は紺色とする。
- (3) 「T I P」の文字は金色（縁は銀色）の、「TECHNICAL INSTRUCTOR OF POLICE QUESTIONING」の文字は銀色の糸の刺しゅうとし、その他の色、形状等については、1の腕章図のとおりとする。

第 1 号様式（第 2 関係）

第 号
年 月 日
長

次の者を職務質問技能指導員に推薦します。

現職名、階級、氏名等		階級 氏名 年 月 日生 (歳)			
拝命年月日		年 月 日 (勤続年数 年 月)			
現所属年月日		年 月 日			
通算地域年数		年 月			
推薦理由	職質検査		年	検査内容	
		刑法犯	件		
		特別法犯	件		
	指導記録				
	人物評価				
備考					

第2号様式（第2、第3関係）

指 定 書

(所属及び階級又は階級のみ)	(氏名)
(指定内容)	
職務質問（準）技能指導員に指定する	
年 月 日	
階 級	
長 印	

第 3 号様式（第 3 関係）

生活安全部長 殿

発 第 号
年 月 日
長

職務質問準技能指導員選考書

次の者を職務質問準技能指導員に選考しますので、承認をお願いします。

現 職 名、階 級、氏名等		階級 氏名 年 月 日生（ 歳）			
拝 命 年 月 日		年 月 日（勤続年数 年 月）			
現所属年月日		年 月 日			
通算地域年数		年 月			
推 薦 理 由	職 質 検 挙		年	検 挙 内 容	
		刑 法 犯	件		
		特 別 法 犯	件		
	人物評価				
備 考					

第 4 号様式（第 5 関係）

生活安全部長 殿

発第 号
年 月 日
長

職務質問技能指導員派遣要請書

次のとおり、職務質問技能指導員の派遣を要請します。

派遣期間	午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
派遣場所	
派遣要請の概要	

第5号様式（第5関係）

所属長 殿

発第 号
年 月 日
生活安全部長

職務質問技能指導員派遣指示書

次のとおり、職務質問技能指導員を派遣されたい。

派遣期間	年 月 日 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
派遣場所	
派遣要請の概要	

第 6 号様式（第 6 関係）

解除通知書

(所属及び階級又は階級のみ)	(氏名)
(異動内容)	
職務質問（準）技能指導員の指定を解除する	
年 月 日	
階 級	
長 印	

第7号様式（第8 関係）

職務質問技能指導員等名簿

[illegible]

備考 「※」欄は、職務質問技能指導員又は職務質問準技能指導員の別を記載すること。

第 8 号様式（第 9 関係）

職務質問技能指導員腕章貸与簿

[illegible]

第9号様式（第10関係）

職務質問技能指導員等記章貸与簿

				※	
番号	貸与年月日	返納年月日	所 属	氏 名	備 考

備考 「※」欄は、職務質問技能指導員又は職務質問準技能指導員の別を記載すること。